

## 第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画（改定版）に対する意見公募における意見・対応一覧表

■意見募集期間 令和2年1月21日（火）から令和2年2月20日（木）まで

■意見提出者数 : 1人

■意見件数 : 11件

No.	ページ	御意見の内容	御意見への回答	修正対応の有・無	
1	2	1 基本計画改定の趣旨→ 基本計画策定時には目的となっていたが、今回は趣旨となったのはなぜか。	第2次基本計画の策定時では、今後の計画の指針を明確にしたものであるため「目的」と表記しておりますが、今回は改定の理由の説明であるため「趣旨」という表記にしております。	なし	
2	3	4 基本計画策定の背景 4行目 「北京宣言及び行動要領」→綱領の間違い	御指摘のとおり、綱領に修正します。	あり	
3	3	4 基本計画策定の背景 下から4行目 女性活躍推進法→正式名称の記載 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	正式名称については、前ページに記述があるため省略しています。	なし	
4	4	修正、提案 別紙1参照	年の表記で、1984年（昭和55年）は1984年（昭和59年）の間違いではないか。	御指摘のとおり、1984年（昭和59年）に修正します。	あり
			世界の動きで、1995年（平成7年）の「北京宣言及び行動要領」は綱領の間違いではないか。	御指摘のとおり、綱領に修正します。	あり
			日本の動きで、2005年（平成17年）『「男女共同参画基本計画（第2次）」策定』を『「第2次男女共同参画基本計画」策定』への変更提案。	国の表記にあわせて、『「男女共同参画基本計画（第2次）」策定』としています。	なし
			三重県の動きで、2007年（平成19年）『「三重県男女共同参画基本計画」改訂』を『「三重県男女共同参画基本計画改訂版」策定』への変更提案。	三重県の表記にあわせて、『「三重県男女共同参画基本計画」改訂』としています。	なし
			三重県の動きで、2011年（平成23年）『第2次三重県男女共同参画基本計画』を『「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定』への変更提案。	御意見を踏まえ、『第2次三重県男女共同参画基本計画』を『「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定』と修正します。	あり
			鈴鹿市の動きで、1997年（平成9年）「人権啓発課に女性行政係設置」を「人権啓発課女性行政係に組織変更」と提案。	御意見を踏まえ、新規に設置された組織ではないため、「人権啓発課女性行政係に組織変更」と修正します。	あり
			鈴鹿市の動きで、2005年（平成17年）『「鈴鹿市男女共同参画プラン」改定』を『「鈴鹿市男女共同参画プラン改定版」策定』への変更提案。	御意見を踏まえ、『「鈴鹿市男女共同参画プラン」改定』を『「鈴鹿市男女共同参画プラン改定版」策定』と修正します。	あり
		鈴鹿市の動きで、2010年（平成22年）『「（第1次）鈴鹿市男女共同参画基本計画」策定』を『「第1次鈴鹿市男女共同参画基本計画」策定』への変更提案。	第1次鈴鹿市男女共同参画基本計画策定時には、もともと第1次という表記はなく、第2次の基本計画が策定されたことにより、当初の計画を第1次としたため、カッコ書きで表記しております。	なし	
5	8	2 成果指標と重点課題 10行目 平成26年度には35.2%→最新数値での表記 平成30年度には40.9%	当該文章は、審議会等への女性委員登用率の目標をいずれの性も40%を下回らないものとした理由を説明するものであり、原案どおりとします。	なし	
6	16	課題Ⅱ 6行目 平成26年度には35.2%まで達しました。→最新数値での表記 平成30年度には40.9%まで達し、基本計画の目標値をクリアしました。	当該文章は、男女の比率に着目したバランスのとれた委員構成を目標として取り組むこと理由を説明するものであるため、原案どおりとします。	なし	
7	16	課題Ⅱ 施策（1）意思決定の場における男女共同参画 単位施策→審議会と行政や企業等組織が対象となっているが、地域組織である自治会やまちづくり協議会の意思決定の場を含まないと、20ページの施策（3）地域における男女共同参画の実効性はない。	施策（1）の意思決定の場における男女共同参画の中の単位施策の名称には「地域」という言葉はありませんが、単位施策（2）の説明文の中に行政や民間企業、地域などあらゆる組織や団体との表記があり、自治会やまちづくり協議会もこの中に含まれると考えております。	なし	
8	18	施策（2）就労における男女共同参画 単位施策2 ワーク・ライフ・バランス→ワーク・ライフ・バランス（注8）の記載漏れ。	4ページの年表内 「日本の動き」の2008年にある「ワーク・ライフ・バランス」に注釈をつけており、原則、1単語につき注釈をつけるのは、初出のみとしておりますので、原案どおりとします。	なし	

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画（改定版）に対する意見公募における意見・対応一覧表

■意見募集期間 令和2年1月21日（火）から令和2年2月20日（木）まで

■意見提出者数 : 1人

■意見件数 : 11件

No.	ページ	御意見の内容	御意見への回答	修正対応の有・無
9	23	単位施策2について→「支援に努めます」とあるが、DV防止法や被害者保護や支援に関する計画等の策定は考えていないのか。	DV施策については、配偶者からの暴力だけでなく、児童虐待との関連も重視すべきであり、関係各課との連携が必要であると考えております。また、関係各課においては、既にDV防止法に基づいた取組を進めておりますので、原案どおりとします。	なし
10	28	（3）市民や企業、市民団体等との連携・協働 4行目 SUZUKA女性活躍推進連携会議を活用→あらゆる分野の女性活躍推進についてなのだから、「を活用」ではなく「も活用」としてほしい。	SUZUKA女性活躍推進連携会議の中には、あらゆる分野の団体等が参画しているため、原案どおりとします。	なし
11	29	体制図における「SUZUKA女性活躍推進連携会議の位置づけに疑問 代表が市長であるのに、市民・事業者の枠に入れてあること、それも市民・事業者よりも上部に記載されていること。条例では責務でも市民が上位であるのだから、何よりも市民は上位であるべき。	いただいたご意見を基に検討した結果、本市総合計画の関連計画で広く用いられている、進行管理の図としてまとめることといたします。（別紙参照）	あり